入札説明書

中央合同庁舎第６号館Ｂ棟１９階模様替工事の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日

令和８年 11 月２日

２　契約担当官等

支出負担行為担当官　法務省大臣官房施設課長　小　玉　大　輔

３　担当部局

〒100-8977　東京都千代田区霞が関１－１－１
法務省大臣官房施設課経理係
電話 03-3592-7027
電子メールアドレス：skeiri@moj.go.jp

４　工事概要

(1)　工 事 名
中央合同庁舎第６号館Ｂ棟１９階模様替工事

(2)　工事場所
東京都千代田区霞が関１－１－１

(3)　工事内容
詳細は別冊の図面及び仕様書等による。

(4)　工期
令和９年７月 15 日まで

(5)　使用する主要な資機材
特記事項なし

(6)　本工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第３項第１号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者及び同項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(7)　本工事は、猛暑による作業不能日数を見込んだ工事である。

(8)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9)　本件入札手続は、下記に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ（https://www.p-portal.go.jp/））））により行う。なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面
により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

５　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。

(2)　開札時に本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の令和７・８年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　法務省の令和７・８年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,000 点以上 1,200 点未満（Ｂ）又は 850 点以上 1,000 点未満（Ｃ）であること。

(4)　平成 23 年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。なお、施工実績は、原則として建物１棟で判断する（異なる建物名称であっても、一体の構造又は建築基準法上１棟の場合には、１棟の建物として判断する。ただし、既存建物と一体となった増築については、既存建物１棟に対する増築部分で判断する。また、建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合は、このうち１工区以上の施工実績を有する場合に限り、当該部分で判断する。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物の延べ面積の算出については、下記ア(ｱ)及びイ(ｱ)に掲げる建物用途（以下「当該用途」という。）に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る面積がその過半を占めている場合には建物全体の延べ面積を施工実績として認める。

他方、過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

複合的な用途を持つ建物の階数については、用途に関係なく、建物全体の階数を施工実績として認める。

ア　同種工事

「同種工事」とは、次の(ｱ)から(ｷ)の基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第２条第１項の適用を受ける特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）（注）の工事をいう。

(ｱ)　建 物 用 途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

「庁舎」とは、国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設をいい、特殊法人等の施設で一般事務に供される施設及び法務省収容施設は「庁舎」と同様に取り扱うものとする。

「法務省収容施設」とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び入国者収容所をいう。なお、職員宿舎は含まない。

「入国者収容所」とは、大村入国管理センター、東日本入国管理センター及

び西日本入国管理センターをいう。

(ｲ)　構　　造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造

Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材は重量鉄骨であるものに限る。

ＲＣ造及びＳＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

(ｳ)　階　　数　階数要件なし

(ｴ)　建 物 規 模　延べ面積 500 ㎡以上

(ｵ)　建 築 種 別　新築、増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）又は改修（改修は内部改修に限る。）

(ｶ)　工 事 種 目　建築一式工事

(ｷ)　施 工 期 間　新築又は増築の場合は地業工事の着手から完成まで施工していること。改修の場合は工事の着手から完成まで施工していること。

注　「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に定めるもののほか、国立大学法人法に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人とする。

なお、過去において公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の適用を受けていた特殊法人等が発注者となった工事を実績として提出する場合は、特殊法人等に該当していたことを確認できる当時の法令等の根拠資料を提出すること。

イ　類似工事

「類似工事」とは、次の(ｱ)から(ｷ)の基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等又はこれらの者を除く者の工事をいう。

(ｱ)　建 物 用 途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

「庁舎若しくは事務所の類似施設」とは、国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等又はこれらの者を除く者の施設であり、以下に定めるａからｃまでの用途に供する施設をいう。

ａ　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場

ｂ　病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、女性自立支援施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

ｃ　学校、研究施設、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

(ｲ)　構　　造　上記ア(ｲ)に同じ

(ｳ)　階　　数　上記ア(ｳ)に同じ

(ｴ)　建 物 規 模　上記ア(ｴ)に同じ
(ｵ)　建 築 種 別　上記ア(ｵ)に同じ
(ｶ)　工 事 種 目　上記ア(ｶ)に同じ
(ｷ)　施 工 期 間　上記ア(ｷ)に同じ

(5)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　上記(4)に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。)。

ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

(6)　主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。

ア　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

イ　契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

ウ　工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月 23 日付け法務省営第 191 号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

(8)　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、法務省競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する２者のとき。

(ｱ)　子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にあるとき。

(ｲ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあるとき。

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する２者のとき。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存

続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねているとき。

a　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第２条第 11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第２条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)　会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役

(d)　会社法第 348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b　会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第 575 条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合の理事

e　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねているとき。

(ｳ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねているとき。

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加しているとき。

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められるとき。

(9)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(10)　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

(11) 法務省が発注した工事について、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が 65 点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が１か月を経過していること。

(12) 平成 23 年度以降に法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事について、法務省が発注する工事の競争参加資格における工事の施工実績及び配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の工事経験として提出する場合には、当該工事成績評定点が 65 点未満でないこと。

６　日程・提出期限等

(1)　申請書及び資料の提出期限

令和８年 11 月 24 日午後３時（必着）

(2)　競争参加資格確認通知

令和８年 12 月３日

(3)　苦情申立期間

競争参加資格確認通知を受けた日の翌日から起算して５日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内

(4)　苦情申立てに対する回答期限

苦情申立期間の最終日の翌日から起算して１日（休日を除く。）以内

(5)　図面等に対する質問期間

令和８年 12 月３日から令和８年 12 月 14 日午後３時まで（休日を除く。）

(6)　質問に対する回答　令和８年 12 月 17 日

(7)　入札書及び工事費内訳書の提出期限　令和８年 12 月 24 日午前 10 時（必着）

(8)　開札　令和８年 12 月 25 日午前 10 時

7　競争参加資格の確認等

(1)　本件競争入札の参加希望者は、以下により書類を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けること。

なお、上記６(1)の提出期限までに書類を提出しない者（書類に不備がある者を含む。）及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができないので、留意すること。

おって、本工事の業種区分の競争参加資格（上記５(2)）の認定を受けていない者も申請書を提出することができる。この場合において、同５(1)及び同(4)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に同５(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。同５(2)の資格の認定に係る申請方法は、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html）に掲示している。

ア　提出書類

(ｱ)　申請書（第１号様式）

(ｲ)　資　料

a　同種又は類似工事の施工実績（第２号様式）

b　配置予定技術者の資格及び工事経験（第３号様式）

c　第２号様式及び第３号様式の記載内容を確認できる資料

d　内部改修範囲床面積表（第４号様式）

※d については、同種又は類似工事の施工実績が改修の場合に提出

イ　提出方法

(ｱ)　上記６(1)の提出期限までに、上記アの提出書類（申請書及び資料）を電子調達システムにおいて提出すること。

ただし、提出ファイルの容量が 50ＭＢを超える場合は、上記ア(ｱ)の申請書のみを電子調達システムにおいて提出し、上記ア(ｲ)の資料の全部を上記３の場所に持参又は郵送すること。この場合においては、申請書及び資料のいずれ

も上記６(1)の提出期限までに、提出場所に到達することを要するものとする。

(ｲ)　電子調達システムで提出する場合には、法務省ホームページからダウンロードした様式をもとに作成するものとし、ファイルの形式は以下のとおりとする。

・Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｗｏｒｄ

・Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｘｃｅｌ

・ＰＤＦファイル

なお、提出書類は添付資料欄に添付して提出（送信）すること。

提出するファイルは、圧縮することにより１つのフォルダにまとめても差し支えないが、各ファイル名には提出資料の各様式及び名称等を記載し、判別できるようにすること。圧縮ファイルの形式は、ＺＩＰ形式又はＬＺＨ形式のみを認める。

(ｳ)　紙入札方式による参加を希望する場合は、申請書及び資料のほか、紙入札方式による参加申請書（第５号様式）を作成し、これらを併せて上記３の場所に持参又は郵送すること。

(ｴ)　持参又は郵送による提出に当たっては、クリップ止めとし、製本、ステープラー止め等は行わないこと。

(2)　上記５(4)の同種又は類似工事の施工実績及び同５(5)の配置予定技術者の同種又は類似工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者については、我が国における同種又は類似工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(3)　資料は、次に従い作成すること。

ア　同種又は類似工事の施工実績（第２号様式）

上記５(4)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似工事の施工実績を記載すること。

イ　配置予定技術者の資格等（第３号様式）

(ｱ)　上記５(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を記載すること。

なお、配置予定技術者が特定できない場合は、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができる。ただし、複数の候補者のうち、上記５(5)に掲げる基準を満たさない候補者がいた場合には、同基準を満たす候補者を本工事に専任で配置することを条件として競争参加資格を認める。

(ｲ)　同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出したものは、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

(ｳ)　他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(ｴ)　死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の特別な場合でやむを得ない

ものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。ただし、資料の提出期限の翌日以降において、死亡等の特別な理由のほか、次のａからｃまでに該当する場合に認められる場合がある。なお、傷病等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならず、また、ａからｃまでに該当する場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、資格及び同種又は類似工事の経験について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置するほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置する等の措置が講じられるようにすること。

ａ　受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し工期を延長した場合

ｂ　工場から現地へ工事の現場が移行する場合

ｃ　一つの契約工期が多年に及ぶ場合

ウ　施工実績等資料（第２号様式の記載内容を確認できる資料）

施工実績として記載した工事について、次の資料を添付すること。

(ｱ)　一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（以下「CORINS」という。）」に登録されている場合は、CORINS の登録内容確認書（旧名称「竣工時工事カルテ受領書」及び「竣工時工事カルテ」。以下同じ。）の写し。CORINS に登録されていない場合は、契約書の写し。

(ｲ)　工事の概要が把握できる特記仕様書、配置図及び平面図等の写し。

ただし、法務省発注工事の施工実績を提出する場合は、これらの添付は不要である。

エ　資格等資料（第３号様式の記載内容を確認できる資料）

配置予定技術者として記載した者の有する資格について、次の資料を添付すること。

(ｱ)　資格を証する書面の写し（申請書の提出期限日現在において有効なものに限る。上記５(5)ウの資格を証する書面の写しについては、監理技術者資格者証において確認できない場合に限り社員証の写し、在職証明書等。）。なお、これらの資格を証する書面については、契約締結後速やかに原本の確認を行うため、受注者は発注者の求めに応じて原本を提示すること。

(ｲ)　配置予定技術者の工事経験として掲げる工事に関する次の資料。なお、同工事経験が、上記アの同種又は類似工事の施工実績として記載した工事と同一の場合は、添付を省略して差し支えない。

ａ　CORINS の登録内容確認書の写し。CORINS に登録されていない場合は、契約書の写し及び配置予定技術者が、①新築又は増築の場合は地業工事の着手から完成まで経験していること、②改修の場合は工事の着手から完成まで経験していること、を証明できる資料（現場代理人等通知書の写しまたは発注者による工事従事証明の写し。これによれないときは自社の代表者による工事

従事証明の原本。）。

b　工事の概要が把握できる特記仕様書、配置図及び平面図等の写し。

ただし、法務省発注工事の工事経験を提出する場合は、これらの添付は不要である。

オ　留意点

上記ウ及びエの各資料には、以下(ｱ)及び(ｲ)が確認できる箇所にマーカー等で着色すること。

(ｱ)　同種又は類似工事であることが確認できる箇所（発注者、工事名称、建物名称、用途、構造、１棟当たりの延べ面積、工事種目、①新築又は増築の場合は地業工事の着手から完成まで施工したこと、②改修の場合は工事の着手から完成まで施工したこと、等）。

１棟の建物に複数の用途がある場合は、用途別の延べ面積が確認できる箇所。建物の構造がＳ造の場合は、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であることを確認できる箇所。

(ｲ)　配置予定技術者の資料については、①新築又は増築の場合は地業工事の着手から完成までの経験、②改修の場合は工事の着手から完成までの経験、を有する者であることが確認できる箇所（工期、従事期間、従事期間の工事内容及び従事役職等）。

(4)　競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果は、令和８年 12 月３日までに電子調達システム又は書面により通知する。なお、紙入札方式による参加申請に対する承認は、競争参加資格の確認に併せて書面により通知する。

(5)　その他

ア　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された申請書及び資料は、提出者の同意がある場合を除き、競争参加資格の確認以外に使用しない。

ウ　提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ　提出期間を経過した後の申請書又は資料の変更（差し替え及び再提出を含む。）は認めない。

オ　資料作成のため発注者から受領した資料は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。

カ　申請書及び資料に関する問い合わせ先は上記３に同じ。

８　入札参加者に対する詳細図面及び仕様書等の貸与

(1)　競争参加資格確認通知の際、送付する。

(2)　貸与した詳細図面及び仕様書等は、発注者の承認なく公表又は使用してはならない。

９　苦情申立て

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により（様式は適宜とする。）説明を求めることができる。

ア　提出場所　上記３に同じ

イ　提出方法　上記６(3)の提出期間内に、上記３の宛先に電子メールにより提出又は上記３の場所に持参若しくは郵送すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、上記３の宛先に受信確認を行うこと。

(2)　苦情申立てに対する回答は、上記６(4)の回答期限までに、説明を求めた者に対し書面により行う。

10　詳細図面等に対する質問

(1)　上記６(5)の提出期間内に、質問書様式（Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｘｃｅｌ）により作成し、電子メールにより提出すること。電子メールによる提出ができない場合は、上記３の場所に持参又は郵送すること。

電子メール宛先：skeiri@moj.go.jp

メール件名：中央合同庁舎第６号館Ｂ棟１９階模様替工事に関する質問書の提出について（会社名）

添付ファイル名：中央合同庁舎第６号館Ｂ棟１９階模様替工事（○○に対するもの）（会社名）

(2)　質問に対する回答は、上記６(6)の回答期限までに、入札参加者に対し電子メールにより行う。

11　入札書の提出期限及び提出方法

(1)　提出期限

令和８年12月24日午前10時（必着）

(2)　提出方法

電子調達システムによる。ただし、紙入札方式の場合は上記３の場所に持参又は郵送すること。なお、落札者となるべき最低価格を提示した者が２者以上あるときは、直ちに「電子くじ」により落札者を決定するので、入札書の電子くじ番号欄に任意の数字３桁を必ず入力（紙入札方式の場合は記入）すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

おって、紙入札方式の場合は、入札書及び下記12の工事費内訳書を次のとおり同時に提出すること。

ア　封筒は、二重封筒とする。

イ　表封筒と入札書を入れた中封筒の間に、工事費内訳書を入れ、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出する。また、表封筒及び中封筒には、それぞれ工事名を表示すること。

12　工事費内訳書の提出

(1)　提出方法等

第１回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書を、上記６(7)の提

出期限までに、上記３の場所に持参又は郵送すること。

工事費内訳書は、封筒に入れ、封緘すること。また、封筒には工事名及び工事費内訳書在中の旨を表示すること。

紙入札方式による場合の工事費内訳書の提出については、上記 11(2)を参照のこと。

なお、電子調達システムには添付しないこと。

(2)　様式及び記載内容

ア　工事費内訳書は、公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編（令和７年版）、設備工事編（令和８年版）（国土交通省ホームページ等参照））に準じた様式により作成すること。ただし、これにより難い場合は、任意の様式により作成して差し支えない。

イ　工事費内訳書の表紙には、発注者名、工事名、工事費内訳書を提出した者の商号又は名称、住所及び代表者名を記載すること。

ウ　種目別内訳の直接工事費、科目別内訳及び中科目別内訳は、棟別（入札公告１(5)ア等）に区分して記載すること。

エ　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条及び第 13 条関連の費用（①材料費、②労務費、③法定福利費、④建設業退職金共済契約、⑤安全衛生経費）の金額内訳を必ず記載すること。

(3)　提出された工事費内訳書について、支出負担行為担当官(補助者等を含む。)が、説明を求めることがある。

(4)　工事費内訳書が、次に掲げる場合に該当するものについては、法務省競争契約入札心得第７条第１項第５号に規定する「入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札」として、原則として、当該工事費内訳書を提出した者の入札を無効とする。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

ア　未提出又は未提出と同等と認められる場合

(ｱ)　提出期限までに内訳書が提出されない場合

(ｲ)　内訳書の一部が提出されない場合

(ｳ)　内訳書と関係のない書類が提出された場合

(ｴ)　他の工事の内訳書が提出された場合

(ｵ)　内訳書として提出された書類が白紙である場合

(ｶ)　内訳書に提出者の記名が欠けている場合

(ｷ)　当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

(ｸ)　他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合

イ　記載すべき事項が欠けている場合

(ｱ)　総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合

(ｲ)　入札説明書に明示した項目を満たしていない場合

(ｳ)　種目別内訳において、「直接工事費」、「共通費」及び「消費税相当額」に

区分した記載がなされていない場合

(ｴ) 種目別内訳において、「共通費」を「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分して記載していない場合

ウ 他の工事の内訳書等添付すべきではない書類が添付されていた場合

エ 記載事項に誤りがある場合

(ｱ) 発注者名に誤りがある場合

(ｲ) 工事名に誤りがある場合

(ｳ) 提出者名に誤りがある場合

(ｴ) 内訳書の合計金額が第１回の入札書に記載された入札価格に対応していない（端数調整等を除く。）場合

(ｵ) 種目別内訳において、「値引き」、「調整額」、「割引」等が計上されている場合

オ その他未提出又は不備等がある場合

(5) 工事費内訳書は、参考資料として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

開札は、下記(1)及び(2)に掲げる日時場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

(1) 日時 令和８年 12 月 25 日午前 10 時

(2) 場所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関１－１－１
法務省 16 階共用会議室３（旧入札室）又は電子調達システム

(3) 方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、**原則として、**予算決算及び会計令第 99 条の２の規定に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）に移行し、以下のとおり実施する。

① 不落随契に伴う見積依頼は、２回目の入札を行った者に対して行うものとする。

② 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。

③ 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。
なお、紙入札方式による入札者は、開札場より退出すること。

④ 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

開札は、電子調達システムを使用して行うので、同システムにおいて入札をする者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。また、紙入札方式による入札の開札については、電子調達システムによる開札と合わせて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

また、１回目の開札の結果、予定価格の制限に達した入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うので、紙入札方式で開札に参加する場合は、あらかじめ入札書用紙を持参すること。なお、再度入札になった場合、紙入札方式での入札参加者で１回目の開札時刻に遅れた者、電子調達システムでの入札参加者で２回目の入札時

刻までに入札がない者は、再度入札の資格を失うものとするので、留意すること。
おって、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入札を延期することがある。

14　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

免除

(2)　契約保証金

納付（保管金の取扱店　日本銀行丸ノ内代理店（三菱ＵＦＪ銀行新丸の内支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行丸ノ内代理店（三菱ＵＦＪ銀行新丸の内支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の 100 分の 10 以上とする。

15　入札の無効

本工事の公告及び本入札説明書において示した競争参加資格がないと認められた者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別添の工事説明書及び法務省競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において上記５に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

16　調査基準価格を下回った場合の措置

(1)　調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、落札決定を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。

調査基準価格（予決令第 85 条に基づく基準価格）とは、予定価格算出の基礎となった次（①～④）に掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

①　直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
②　共通仮設費の額に 10 分の９を乗じて得た額
③　現場管理費の額に 10 分の９を乗じて得た額
④　一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

ただし、「直接工事費の額」とは、直接工事費から直接工事費のうち現場管理費相当額を減じた額とし、「現場管理費の額」とは、現場管理費に直接工事費のうち現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、本工事における現場管理費相当額は、直接工事費に 10 分の１を乗じた額とする。

この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

(2)　低入札価格調査の対象者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75％	70％	70％	30％

ただし、「低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用の額のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費から直接工事費のうち現場管理費相当額を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費のうち現場管理費相当額を加えた額として、特別重点調査の実施の要否を判定する。

なお、本工事における現場管理費相当額は、直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額とする。

(3)　特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記(2)の基準に該当する複数の者について並行して調査を行うことがある。

特別重点調査の詳細については、法務省ホームページ：https://www.moj.go.jp/shisetsu/keiri/chotatsu_low_tender_index.html「法務省における低入札対策について」－「予算決算及び会計令第 86 条の調査について」に掲載しているので、入札参加に際して必ず確認すること。

17　配置予定技術者の確認等

落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。ただし、資料の提出期限の翌日以降において、死亡等の特別な理由のほか、次の(1)から(3)までに該当する場合に認められる場合がある。なお、傷病等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならず、また、(1)から(3)までに該当する場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、資格及び同種又は類似工事の経験について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置するほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置する等の措置が講じられるようにすること。

(1)　受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合

(2)　工場から現地へ工事の現場が移行する場合

(3)　一つの契約工期が多年に及ぶ場合

18　猛暑による作業不能日数に関する事項

本工事は、猛暑による作業不能日数を以下のとおりとする。

(1)　作業不能日数：３日間

(2)　上記(1)は、環境省が公表する関東地方_東京都_東京地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（令和３年～同７年）について、本工事の工期に対応する期間（休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から 17 時の間に WBGT 値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算した過去５年分を平均したものである。

(3)　気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方_東京都_東京地点における WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数第一位を四捨五入する。））が上記(1)の日数から著しくかい離した場合には、受注者は発注者へ工期及び請負代金額の変更を協議することができる。

19　ダンピング調査に関する事項

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

(1)　理由の確認方法

書面による確認に加えて、必要に応じて電話、対面又はオンラインによるヒアリングを行う。

(2)　その他

書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

20　手続における交渉を行う意図の有無

無

21　契約書の作成

別紙契約書案により、契約書を作成するものとする。

22　支払条件

当該請負契約に係る請負代金は、原則として２回に分けて支払うものとする。

23　工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

24　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

25　再苦情申立て

(1)　契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記９(2)の回答を受けた日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に、書面（様式は適宜とする。）により契約担当官等に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(2)　提出場所　上記３に同じ

(3)　提出方法　上記３の宛先に電子メールにより提出又は上記３の場所に持参若しくは郵送すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、上記３の宛先に受信確認を行うこと。

26　関連情報を入手するための照会窓口

上記３に同じ。

27　その他

(1)　契約の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法（平成４年法律第 51 号）による。

(2)　入札参加者は、別添の法務省競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、同入札心得を遵守すること。なお、電子調達システムにより入札手続を行う場合、同システムによる手続と法務省競争契約入札心得に相違がある場合は、同システムによる手続を優先する。

(3)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)　入札参加者の過失により本件工事の入札手続に遅延を及ぼすこととなった場合は、当該業者に対して指名停止を行うことがある。

(5)　落札者は、上記７(1)の資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に専任で配置すること。

(6)　本工事は数量提示の対象工事であり、数量内訳書を次のとおり貸与する。

なお、この公開数量は工事請負契約書第１条に定める設計図書ではなく、参考数量として取り扱う。

ア　貸与方法

競争参加資格確認結果通知までに、競争参加資格の確認申請者に対して別途送付する。

イ　質問等

数量内訳書に対する質問がある場合の質問書の提出に関する手続等及び質問回答に関する手続等は、上記 10 と同じ。

ただし、詳細図面等に対する質問書とは別の書面とし、数量内訳書に対する質問であることを明示すること。

(7)　受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(8)　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア　法務省大臣官房施設課長が発注する建設工事並びに測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、そ

の内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。

ウ　発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

(9)　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、工事完成後の工事成績評定点が 65 点未満の場合は、工事成績評定点の通知日の翌日から１か月間、法務省が入札公告等の手続を開始する工事の入札に参加することができない。

(10) 本件では、電子調達システムにおいて入開札までの手続を行うこととし、落札後の契約事務等（支払代金の請求等）については、電子調達システムを使用しないものとする。

(11) 申請書の提出期間（上記６(1)）を経過した後に、紙入札方式による参加を希望する場合は、速やかに紙入札方式による入札参加申請書（第５号様式）を作成の上、上記３の場所に持参又は郵送すること。

(12) 電子調達システムに関する問合せ先等

ア　電子調達システム操作上の手引書として次に掲げるファイル等が政府電子調達（ＧＥＰＳ）ポータルサイト上において公開されているので参考にすること。

(ｱ)　初めてご利用になる方へ

(ｲ)　操作マニュアル

(ｳ)　ＦＡＱ・お問い合わせ

イ　障害発生時及び電子調達システム操作等の問合せ先は以下のとおり。

電子調達システムヘルプデスク

電話　0570-000-683（受付時間は 9:00 から 17:30 まで。ただし、国民の祝日・休日、12 月 29 日から１月３日までの年末年始を除く。）

fax　017-731-3352

政府電子調達（ＧＥＰＳ）　https://www.p-portal.go.jp/

ウ　ＩＣカード不具合等発生時

発行元の認証局に直接問い合わせるものとする。

各認証局の連絡先は、「初めてご利用になる方へ」参照。

エ　入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合は、同システムから送信される通知書及び受付票を確認すること(内容及び通知の時期については「操作マニュアル」参照。）。

【別紙】

使用する様式一覧

【凡例】
◎ 様式及び添付資料を提出
○ 様式のみ提出

様式番号	名称	施工体制確認型	低入札価格調査
様式１	当該価格で入札した理由		◎
様式２－１（営繕）	積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①	○	◎
様式２－２（営繕）	内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②	○	◎
様式２－３	一般管理費等の内訳書		◎
様式３	ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書		◎
様式４	下請予定業者等一覧表	○	◎
様式５	配置予定技術者名簿	○	◎
様式６－１	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）		◎
様式６－２	手持ち工事の状況（対象工事関連）		◎
様式７	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係		◎
様式８－１	手持ち資材の状況		◎
様式８－２	資材購入予定先一覧	○	◎
様式９－１	手持ち機械の状況		◎
様式９－２	機械リース元一覧	○	◎
様式10－１	労務者の確保計画	○	◎
様式10－２	工種別労務者配置計画	○	◎
様式11	建設副産物の搬出地	○	◎

様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	○	◎
様式13－１	品質確保体制（品質管理のための人員体制）	○	◎
様式13－２	品質確保体制（品質管理計画書）	○	◎
様式13－３	品質確保体制（出来形管理計画書）	○	◎
様式14－１	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）	○	◎
様式14－２	安全衛生管理体制（点検計画）	○	◎
様式 14－３	安全衛生管理体制（仮設設置計画）		◎
様式 14－４	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）		◎
様式15	誓約書		◎
様式 16	施工体制台帳	○	◎
様式 17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		◎

※　各様式については、法務省ホームページ「法務省における低入札対策－特別重点調査に係る提出書類の作成要領」に基づき作成願います。

(https://www.moj.go.jp/content/000005484.pdf)